

議論課長
(秋吉)

情報公開審査班

議席事務官

情報公開審査班

各府省等情報公開担当者 各位

情報公開法改正案に

対する各省のメモを添へどより
とし、内閣官房に送ります 事務連絡
ことと致いたい。 平成23年1月19日

資料8

15

公開宣傳原(文3650)
大意: 正午まで

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関する お問い合わせについて

平素より大変お世話になっております。

本日は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関する説明会に足をお運びください、誠にありがとうございました。本日は、資料に基づいて説明と質疑応答等を行わせていただきましたが、法案について御不明な点等がございましたら、別添様式にご記入の上、1月25日(火)12:00までにメール(あて先:g.johkokaiho.kaisei@cas.go.jp(←これまでとアドレスが変わっておりますので御注意ください。))でお問い合わせください。

なお、説明会でお配りした資料はあくまで現時点でのものであることから、取扱いには十分御注意くださいますようお願いいたします。

【担当】

内閣官房情報公開法改正準備室

野澤、脇

Tel 6910-0201 (直通)

Fax 3504-1833

e-mail g.johkokaiho.kaisei@cas.go.jp

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関するお問い合わせ

府省等名：外務省

	関連する 改正法案の条文	お問い合わせ内容
1	1条(目的)	「知る権利」とは何か。
2	1条(目的)	現行法に記載のない「知る権利」について、改正法で言及した理由如何。
3	5条1号ハ(公務員の氏名)	「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合には、当該公務員の氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合を含んでいるか(従来の「申合せ」の内容との関係に関する照会)
4	5条3号(「十分な理由」)	「相当な理由」を「十分な理由」に改める理由如何。
5	5条3号(「十分な理由」)	「相当な理由」と「十分な理由」の解釈面・運用面での具体的な相違如何。
6	6条(有意性のない情報に関する規定の削除)	有意性のない情報の不開示を認める規定を削除した理由如何。同規定を削除すると、行政庁にとっては部分開示実施手続きが煩雑化して行政コストが増大し、請求者にとっては有意でない情報の開示のために開示実施手数料を支払うこととなり、双方にとって不利益。有意性の判断において行政庁の恣意性があるとすれば、異議申立てや訴訟等の救済制度を通じて是正されていくことが可能ではないか。
7	10条(開示決定等の期限)	開示決定期限を短縮する理由如何。
8	10条(開示決定等の期限)	現状でも、30日の期限に拘わらず可能な限り早期の開示決定に務めているところであるから、決定期間を短縮しても、追加的な人的資源の投入がない限り実質的な開示決定期限の短縮にはつながらないのではないか。
9	10条(開示決定等の期限)	開示決定期限の短縮は期限延長案件の増加をもたらすため、延長通知の発送等の人的・財政的な行政コストを増大させるのではないか。
10	10条(開示決定等の期限)	短縮後の開示決定期限が14日である具体的な理由如何。行政機関の情報公開が進んでいるといわれる欧米先進国と比較しても短いのではないか(米国・英国は20営業日、豪州は30日)。

11	10条1項、11条1項	延長要件は、現行法と同様であるか。
12	10条3項、4項	みなし規定を設ける理由如何。
13	11条3項、4項	開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができるとする理由如何。
14	16条(手数料)	請求手数料を無料化する理由如何。
15	16条(手数料)	請求手数料の無料化は、受益者負担の原則に反するのではないか。受益者負担の原則を放棄したのか。
16	16条(手数料)	商業目的の場合には請求手数料を徴収することとする理由如何。
17	16条(手数料)	商業目的の場合の請求であるかどうかを判断する方法如何。
18	16条(手数料)	商業目的の請求であるかどうかの判断にあたっては、本規定を制定した趣旨を満たせるだけの適切な実施を担保できるのか。
19	16条(手数料)	請求手数料の無料化は、情報公開法の趣旨を逸脱した請求や安易な大量請求を招き、無用な行政コスト増やその他の請求者に対する行政サービスの低下をもたらすのではないか。
20	16条8項	開示の申出をしない請求者から手数料の納付を受ける制度は適切な実施を担保できるのか。
21	21条(内閣総理大臣による同意)	行政機関の長が、情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った採決・決定を行う場合であっても、常に内閣総理大臣の同意を取り付けることを義務付ける理由如何。
22	21条(内閣総理大臣による同意)	本規定の導入により、行政機関の長の最終判断権が制限されるのか。
23	21条(内閣総理大臣による同意)	本規定の導入により、審査会の意義・役割が消滅又は減退するのではないか。
24	21条(内閣総理大臣による同意)	審査会及び行政機関の長が不開示妥当としつつ、内閣総理大臣がそれに同意しない場合として、どのような事案が想定されるか。
25	23条(ウォーシンテックス)	「必要があると認めるとき」とはどのような場合か。
26	24条(インカメラ審査)	インカメラ審査の導入と憲法82条との関係如何(民訴におけるインカメラ審査は証拠に採用するか否かの判断にあたって用いられるものであって、証拠として採用される文書等について用いられるものではないので、同82条との関係は問題にならないと理解している)

27	24条(インカメラ審査)	「その他の事情」にはどのような事情が含まれるか。「インカメラ文書の提示による行政上の支障等の不利益」は含まれるか。
28	24条(インカメラ審査)	「特に必要があると認めるとき」とはどのような場合か。「必要があると認めるとき」との相違如何。
29	24条(インカメラ審査)	裁判所が必要性を判断するにあたり、行政機関は意見を述べる機会が保障されているか。
30	24条(インカメラ審査)	裁判官に課される守秘義務如何。罰則はあるか。
31	24条(インカメラ審査)	裁判官には、退職した後も守秘義務が課されるか。
32	24条(インカメラ審査)	インカメラ文書に特別管理秘密が含まれている場合、裁判官はクリアランスを受ける義務があるか。
33	24条(インカメラ審査)	インカメラ文書の内容を知るおそれのある裁判所職員(書記官等)にはどのような守秘義務が課されているか。
34	24条(インカメラ審査)	インカメラ審査の導入に伴い、裁判官(及び要すればインカメラ文書を取り扱うその他の裁判所職員)の守秘義務を強化すべきではないか。
35	全般	人的資源を強化せずに開示決定を迅速化させることには限界がある。今後、情報公開専門担当官の配置のための定員増等を検討していく予定はあるか。